

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案要綱

第一 趣旨（第一条関係）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により多数の被災者が一般旅券を紛失し、又は焼失したことに対処するため、一般旅券の発給の特例を定めることとした。

第二 一般旅券の発行に関する特例（第二条関係）

一 外務大臣が、東北地方太平洋沖地震による災害の被災者に対し、当該被災者が平成二十三年三月十一日時点で有していた一般旅券（以下「紛失旅券」という。）の有効期限までを有効期間とする一般旅券（有効期間は、月を単位とする五年以内の期間であつてその満了の日が紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものとする。）を発行することができることとした。

二 前項により発行された有効期間五年の一般旅券の有効期限が当該一般旅券の発給を受けた被災者の紛失旅券の有効期限より一月以上前である場合には、外務大臣が、当該被災者の申請に応じ、再度紛失旅券の有効期限までを有効期間とする一般旅券（有効期間は、月を単位とする五年以内の期間であつてそ

の満了の日が紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものとする。）を発行することができることとした。

三 前二項に定める一般旅券（以下「震災特例旅券」という。）の発行に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができることとした。

第三 旅券の交付に関する規定の準用等（第三条関係）

一 震災特例旅券の交付については、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第八条第一項から第三項までの規定を準用することとした。

二 震災特例旅券の交付の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすることとした。

第四 手数料に関する特例（第四条関係）

震災特例旅券の発給の申請をする者は、旅券法第二十条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、手数料を国に納付することを要しないこととした。